

令和3年度国民健康保険事業費納付金 及び標準保険料率等について(案)

- 平成30年度から、県は市町村とともに国民健康保険の保険者となり、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するとともに、保険給付費（医療費から本人負担を除いた額）等の支払に必要な額を市町村へ交付しています。
また、県は、各市町村の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ、標準的な保険料水準として「標準保険料率」を市町村へ通知し、公表することとされています。
- 今般、県において、令和3年度の国民健康保険事業費納付金や標準保険料率（案）の算定を行ったため、ここに公表するものです。

(注) この資料の「一人当たり保険税必要額」は、低所得者に対する軽減措置のほか、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減、保険税の収納率等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なります。



令和3年2月12日

鹿児島県くらし保健福祉部 国民健康保険課

< 目 次 >

1 主な前提等

- (1) 国民健康保険事業費納付金等の算定に係る主な前提 …… P 1
- (2) 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針等について …… P 2
- (3) 令和3年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数
及び県が定める額 …… P 3
- (4) 年齢調整後医療費指数 …… P 5
- (5) 国民健康保険事業費納付金等の算定における公費の拡充の反映 …… P 6

2 算定結果

- (1) 一人当たり保険税必要額及び激変緩和措置 …… P 7
- (2) 国民健康保険事業費納付金 …… P 13
- (3) 標準保険料率等 …… P 14
- (4) 国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金） …… P 17

参考資料

- 鹿児島県国民健康保険運営方針<概要版>の抜粋 …… P 18

1 (1) 国民健康保険事業費納付金等の算定に係る主な前提

【主な前提】

(1) 令和3年度の公費拡充のうち、約1,770億円を反映（全国ベース）。

※ 本県では、32億円程度の公費拡充を反映。

(2) 平成28年度決算ベースの一人当たり保険税額（年額）と丈比べを行い、保険税負担が急激に上昇しないよう激変緩和措置を行う。

※ 激変緩和措置の具体的な方法については、国のガイドライン等を踏まえ、県と市町村で協議によりとりまとめた手法を用いている。

(3) 算定方法に係るその他の主な前提（いずれも県国保運営方針に記載のとおり）

・ α （医療費指数反映係数）＝1

・ β （所得シェア反映係数）＝本県の所得係数

（医療分：0.68程度，後期高齢者支援金等分：0.71程度，介護納付金分：0.70程度）

・ 標準的な収納率は、平成29年度～令和元年度の3ヶ年平均

・ 標準的な算定方式は3方式

・ 「R3保険税必要額（標準保険料率ベース）」は、令和3年度の医療費や所得の見込み等を用いて算定。

・ 「H28保険税必要額（H28決算ベース）」は、年報や療給データ等から算出した平成28年度の保険税収納必要総額の決算額（決算補填等目的の法定外一般会計繰入額等は反映していない）であり、県で算出したものである。

(4) 激変緩和措置に係る主な前提

・ 「R3保険税必要額（標準保険料率ベース）」が、「H28保険税必要額（H28決算ベース）」から一定割合を超えて上昇する場合は、特例調整交付金、追加激変緩和額（国特調）及び県繰入金1号分を活用し上昇を抑える。

（一定割合＝4.78%（単年度換算0.94%））

・ 激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないように、令和元年度算定から、一定割合を超える額に対して充てる額を6分の1ずつ減らし、令和3年度は6分の3を措置している。

1 (2) 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針等について

	項 目	算 定 方 針 等
1 算定方針 基礎的な	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか。	統一の保険料水準とはしない。 (※統一に向けては引き続き検討)
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。
	③納付金として集め、また、保険給付費等交付金で交付する対象範囲を療養の給付等以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか。	対象範囲は拡大しない。
2 主に納付金の算定に必要な 係数、方針	① α (医療費指数反映係数) の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha = 1$ を基本 (激変緩和で α の調整は基本行わない)
	② β (所得シェア反映係数) の設定の仕方 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分) ※必要に応じ、 β' についても設定	β = 所得係数を基本 (激変緩和で β の調整は基本行わない)
	③賦課限度額 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる)	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (R2: 医療分63万円, 後期分19万円, 介護分17万円)
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか	世帯数を勘案する。(= 3方式 (所得割, 均等割, 平等割))
3 主に標準保険料率の算定に必要な係数、方針	①標準的な収納率 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分/各市町村の規模別等)	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3ヶ年の平均値により設定する。
	②標準的な算定方式 (2方式, 3方式, 4方式)	3方式 (所得割, 均等割, 平等割)
	③所得割指数, 資産割指数, 均等割指数, 平等割指数 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分)	所得割指数=1.0, 均等割指数=0.7, 平等割指数=0.3
	④県繰入金 (1号分) を活用した激変緩和措置の調整する範囲 (標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e) の増加を一定割合以内に収める際の基準)	平成28年度からの自然増率 (標準保険料率の算定に必要な保険料総額ベース) ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定 ※H31以降、激変緩和措置額を充てる額を6分の1ずつ減
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い (再掲)	2④と同じ

※考え方は国保運営方針に記載のとおり

1 (3) 令和3年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

<ポイント>

- 国民健康保険事業費納付金の算定については、「鹿児島県国民健康保険条例（以下「条例」という。）」、「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（以下「省令」という。）」及び「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「算定政令」という。）」の規定において、毎年度知事又は都道府県が定めることとされている係数がある。
- これらの係数は、納付金の算定上重要な係数であるため、あらかじめ、都道府県国民健康保険運営方針でその算定方針等を定めることとされており、本県においては平成29年11月に作成した「鹿児島県国民健康保険運営方針」でこれらの算定方針等を定めている。

<知事が定める数>

係数名	知事が定める数			根拠規定	解説
	<参考>R2年度	R3年度	R3-R2		
医療費指数反映係数	1	1	0	条例第11条	・厚労省の納付金等ガイドラインでは「 α 」。 ・各市町村の医療費水準（年齢調整後医療費指数）を納付金の配分にどの程度反映させるかを決定する係数である。 ・ $0 \leq \alpha \leq 1$ で知事が定めることとされており、本県では医療費水準を全て納付金の配分に反映させるため、「1」とする。
一般納付金所得係数	0.6799461305307	0.6856803115128	0.0057341809821		・厚労省の納付金等ガイドラインでは「 β 」。 ・納付金の配分において、応能：応益＝ β ：1とすることとされており、本県では「所得係数＝本県の一人当たり所得金額／全国平均の一人当たり所得金額」とすることとしている。 ・ β の計算は厚労省が行い、R2.12.25付けの国確定係数通知で示されている。
後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.7090422331325	0.7120592922175	0.0030170590850		
介護納付金納付金所得係数	0.6975537727696	0.7019944503443	0.0044406775747		
一般納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第16条	・納付金の配分において、均等割（被保険者数割）と平等割（世帯数割）を按分するための係数。 ・均等割指数は $0 < \text{指数} < 1$ で知事が定めることとされており、本県では均等割：平等割＝7:3とし、均等割指数は「0.7」とすることとしている。
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第20条	
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第24条	
一般納付金基礎額調整係数	0.8433111432425	0.8412677506898	-0.0020433925527	省令第10条	・厚労省の納付金等ガイドラインでは「 γ 」。 ・納付金基礎額を市町村に按分した後に、納付金基礎額と按分後の市町村計を合わせるための調整係数である。 ・省令では、計算式を2通り規定し、知事が選択することとされている。本県では第1号の計算式を選択する（納付金算定において標準収納割合の調整は行わない）こととしている。 ・一般納付金基礎額調整係数（医療分）では、医療費水準を反映させることから調整係数が「0.84程度」となっているが、後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数と介護納付金納付金基礎額調整係数は端数調整のみであるためほぼ「1」となる。
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999978457	0.999999980161	0.000000001704	省令第16条	
介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999937558	0.999999935504	-0.000000002054	省令第25条	

<県が定める額>

係数名	県が定める額	根拠規定	解説
市町村別納付金減算額（一部）	別紙（次ページ）のとおり	算定政令第13条第1号、第2号	・各市町村の納付金額を算定する際に、高額医療費共同負担金（国1/4、県1/4）と特別高額医療費負担金（国が予算の範囲内で一部を負担）の額を市町村ごとに減算する額。 ・算定政令では、当該負担金の額を減算するか、減算しないか2通り規定し、いずれかを都道府県が選択することとされている。本県では高額医療費の共同負担を行わない（国保運営方針の「基礎的な算定方針」参照）ため、当該負担金の額を各市町村の納付金額から減算している。

1 (3) 令和3年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

別紙 (県が定める額)

(単位:円)

市 町 村 名	算定政令第13条第1号に基づき県が定める額 (高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)			算定政令第13条第2号に基づき県が定める額 (特別高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)		
	<参考> R2年度	R3年度	R3-R2	<参考> R2年度	R3年度	R3-R2
	鹿 児 島 市	981,112,259	984,859,068	3,746,809	47,417,428	59,202,822
鹿 屋 市	163,040,651	161,012,951	▲ 2,027,700	3,393,851	4,311,261	917,410
枕 崎 市	45,196,845	45,418,367	221,522	680,381	822,158	141,777
阿 久 根 市	49,072,091	47,245,937	▲ 1,826,154	2,162,244	2,401,805	239,561
阿 奄 美 市	96,815,171	71,488,072	▲ 25,327,099	2,206,591	1,795,010	▲ 411,581
出 水 市	93,245,875	94,460,575	1,214,700	1,597,161	1,858,190	261,029
伊 佐 市	38,369,604	52,785,202	14,415,598	1,652,454	726,125	▲ 926,329
指 宿 市	29,188,937	86,109,608	56,920,671	81,393	2,345,456	2,264,063
西 之 表 市	158,966,825	35,826,392	▲ 123,140,433	3,354,558	1,504,124	▲ 1,850,434
垂 水 市	88,098,446	27,122,672	▲ 60,975,774	4,696,519	404,588	▲ 4,291,931
薩 摩 川 内 市	78,857,065	154,948,801	76,091,736	2,284,314	2,935,560	651,246
日 置 市	210,147,694	82,457,830	▲ 127,689,864	4,067,059	4,186,822	119,763
曾 於 市	54,823,984	71,390,338	16,566,354	1,416,684	2,005,016	588,332
い ち き 串 木 野 市	62,447,874	55,106,619	▲ 7,341,255	920,185	2,021,448	1,101,263
南 さ つ ま 市	57,089,481	64,084,525	6,995,044	2,102,386	2,198,995	96,609
霧 島 市	66,475,244	202,470,992	135,995,748	1,310,380	4,117,287	2,806,907
志 布 志 市	74,742,253	57,484,271	▲ 17,257,982	1,689,278	2,198,214	508,936
南 九 州 市	57,754,206	74,088,688	16,334,482	763,177	1,771,413	1,008,236
始 良 島 市	131,027,807	134,670,114	3,642,307	1,888,013	3,474,530	1,586,517
長 島 町	828,908	27,909,457	27,080,549	0	674,813	674,813
大 崎 町	1,886,413	25,945,870	24,059,457	226,381	506,120	279,739
東 串 良 町	42,129,059	20,958,374	▲ 21,170,685	1,222,751	968,927	▲ 253,824
中 種 子 町	28,244,647	19,522,056	▲ 8,722,591	644,557	1,399,127	754,570
南 種 子 町	20,571,519	12,129,777	▲ 8,441,742	441,802	205,998	▲ 235,804
三 島 村	27,674,819	1,673,746	▲ 26,001,073	99,085	0	▲ 99,085
十 島 村	17,938,183	2,188,254	▲ 15,749,929	183,318	216,947	33,629
大 和 村	17,588,563	2,627,894	▲ 14,960,669	702,857	0	▲ 702,857
宇 検 村	15,862,883	3,510,826	▲ 12,352,057	172,000	0	▲ 172,000
瀬 戸 内 町	33,324,954	14,994,649	▲ 18,330,305	1,083,549	82,016	▲ 1,001,533
龍 郷 町	19,420,593	11,551,793	▲ 7,868,800	747,290	538,292	▲ 208,998
喜 界 町	11,742,162	16,551,812	4,809,650	120,175	535,371	415,196
徳 之 島 町	28,501,474	23,151,947	▲ 5,349,527	177,552	1,478,451	1,300,899
天 城 町	3,141,472	15,538,823	12,397,351	0	1,342,851	1,342,851
伊 仙 町	4,111,130	14,125,166	10,014,036	0	0	0
和 泊 町	14,111,208	12,285,092	▲ 1,826,116	0	365,387	365,387
知 名 町	12,966,711	15,813,590	2,846,879	565,553	274,289	▲ 291,264
与 論 町	18,373,025	9,420,803	▲ 8,952,222	558,651	0	▲ 558,651
さ つ ま 町	23,954,828	39,906,344	15,951,516	1,079,504	1,584,777	505,273
湧 水 町	17,384,402	20,665,961	3,281,559	950,587	455,782	▲ 494,805
錦 江 町	14,319,928	19,372,451	5,052,523	0	1,318,349	1,318,349
南 大 隅 町	13,571,835	18,432,575	4,860,740	463,533	315,748	▲ 147,785
肝 付 町	12,984,840	34,164,493	21,179,653	201,147	1,254,287	1,053,140
屋 久 島 町	11,539,692	28,339,485	16,799,793	215,671	266,660	50,989
計	2,948,645,560	2,913,812,260	▲ 34,833,300	93,540,019	114,065,016	20,524,997

1 (4) 年齢調整後医療費指数

<ポイント>

○ 年齢調整後医療費指数は、各市町村の「年齢構成の差異を調整した医療費水準」であり、この水準が全国平均と同じである場合は指数は1となり、全国平均より高い場合は1より高く、低い場合は1より低くなる。

○ 年齢調整後医療費指数は、過去3ヶ年（H29～R1）の各年齢階級（5歳階級別）における全国平均の一人当たり医療費、各市町村の一人当たり医療費実績及び被保険者数から算出され、各市町村の納付金の算出に用いられる。

市町村名	〈参考〉R2年度	R3年度	R3-R2	市町村名	〈参考〉R2年度	R3年度	R3-R2
鹿児島市	1.2213600123508	1.2277166187502	0.0063566063994	長島町	1.2492343075599	1.2746847432631	0.0254504357032
鹿屋市	1.0463203079094	1.0424163354840	▲ 0.0039039724254	湧水町	1.2456296785669	1.2675648507343	0.0219351721674
枕崎市	1.2802143360255	1.2853376648202	0.0051233287947	大崎町	1.0874935927580	1.0834592247633	▲ 0.0040343679947
阿久根市	1.2910833515594	1.2911437265801	0.0000603750207	東串良町	1.1258313247987	1.1459051406989	0.0200738159002
出水市	1.1996205626270	1.2013689241812	0.0017483615542	錦江町	1.1644666256625	1.1663370729753	0.0018704473128
指宿市	1.1830998381613	1.1609393748954	▲ 0.0221604632659	南大隅町	1.2009454864250	1.2720530891090	0.0711076026840
西之表市	1.0275240242745	1.0005670672351	▲ 0.0269569570394	肝付町	1.1563101449470	1.1635631465859	0.0072530016389
垂水市	1.1663667230082	1.1496098179848	▲ 0.0167569050234	中種子町	1.0064998427815	1.0192985333583	0.0127986905768
薩摩川内市	1.2100441591209	1.2106975367969	0.0006533776760	南種子町	0.9969068516965	1.0433783492263	0.0464714975298
日置市	1.2142329948122	1.2117538799351	▲ 0.0024791148771	屋久島町	1.0027875931106	1.0027193888460	▲ 0.0000682042646
曾於市	1.1626246449567	1.1660475311563	0.0034228861996	大和村	1.2189036845102	1.1500488193225	▲ 0.0688548651877
霧島市	1.2582647492926	1.2558167476457	▲ 0.0024480016469	宇検村	1.0530080729341	0.9649343653031	▲ 0.0880737076310
いちき串木野市	1.3259004473348	1.3517742412884	0.0258737939536	瀬戸内町	1.1880039296360	1.1606249123565	▲ 0.0273790172795
南さつま市	1.3355731181809	1.3403900736121	0.0048169554312	龍郷町	1.2075345233811	1.1528333854093	▲ 0.0547011379718
志布志市	1.0608843095240	1.0760591885233	0.0151748789993	喜界町	0.9547148443673	0.9703731426877	0.0156582983204
奄美市	1.0397809738700	1.0433798214072	0.0035988475372	徳之島町	1.0151686828808	1.0276015780172	0.0124328951364
南九州市	1.2818868213177	1.2762253935053	▲ 0.0056614278124	天城町	1.1416054061779	1.1484487012905	0.0068432951126
伊佐市	1.2548631236644	1.2409333840413	▲ 0.0139297396231	伊仙町	1.0442148321253	1.0596171358989	0.0154023037736
始良市	1.1844834541191	1.1966364765823	0.0121530224632	和泊町	0.8431878984910	0.8558623377187	0.0126744392277
三島村	1.3970195253383	1.5749026980349	0.1778831726966	知名町	0.9512162578604	0.9741476902541	0.0229314323937
十島村	1.0652845269595	1.1235271513702	0.0582426244107	与論町	0.8929941875296	0.8516647982378	▲ 0.0413293892918
さつま町	1.2832565314808	1.2829498635454	▲ 0.0003066679354				

1 (5) 国民健康保険事業費納付金等の算定における公費の拡充の反映

<ポイント>

- 平成30年度からの公費拡充のうち、納付金等の令和3年度本算定では約1,770億円（全国ベース）を算入することとされ、本県では32億円程度を反映している。
- 本算定で算入されていない100億円は特別調整交付金（市町村分）である（令和3年度執行ベースで拡充される。）。

	R3年度本算定			R3本算定への 反映方法
	R3政府予算案	本県配分額	全国ベースに 占めるシェア	
合 計	1,770億円	32.3億円	1.8%	
財政調整機能の強化	800億円	16.7億円	2.1%	
普調	450億円	12.6億円 <small>(※1)</small>	2.8%	納付金算定基礎額から差し引く
暫定措置 <small>(特別調整交付金)</small>	150億円	2.1億円	1.4%	激変緩和措置に活用※3
特調（都道府県分）	100億円	2.0億円 <small>(※2)</small>	2.0%	納付金算定において各市町村へ再配分
特調（市町村分）	100億円	—	—	執行ベースで配分
保険者努力支援制度	912億円 <small>※別途特調から88億円</small>	14.5億円 <small>※別途特調整から1.5億円</small>	1.6%	
都道府県分	500億円	7.6億円	1.5%	納付金算定基礎額から差し引く
市町村分	412億円 <small>※別途特調から88億円</small>	6.9億円 <small>※別途特調から1.5億円</small>	1.7%	標準保険料率の算定に必要な保険料額から差し引く
特別高額医療費共同事業への国庫補助の拡充	60億円	1.1億円	1.8%	各市町村の納付金額から差し引く

(※1) 普調のR3年度本算定本県配分額は、R1年度決算ベース普調の本県配分割合2.8%に450億円を乗じて算出したもの。

(※2) 特調（都道府県分）のR3年度本算定本県配分額は、拡充分の100億円見合いの額である（総額200億円見合いでは4億円）。

(※3) 暫定措置額のほかに特別調整交付金による追加激変緩和措置として全国ベース60億円（本県配分額0.8億円）が配分されている。
（ただし、公費拡充分ではないため、本表には記載していない。）

2 (1) ① 一人当たり保険税必要額の概要

激変緩和前

(注) このページは激変緩和前の数値であり、最終的な算定結果ではない。最終的な数値は10ページの「激変緩和後」を参照。

仮算定結果の保険税必要額への影響（激変緩和前の概要）

ア 一人当たり比較（県平均）

- ・ **R3保険税必要額（標準保険料率ベース）** 102,123円 **A（年額）**
 ※ 国の公費拡充をほぼ反映（ただし激変緩和措置に用いる財源は投入していない）。
 ※ 標準的な収納率調整前の収納必要額（e）。
 ※ 医療給付費分，後期高齢者支援金等分，介護納付金分の合計額。
- ・ **H28保険税必要額（H28決算ベース）** 97,461円 **B（年額）**
- ・ **比較 A-B（伸び率）** +4,662円（+4.78%）
※単年度換算+0.94%

※ この金額は，低所得者に対する国保税の軽減措置や，一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため，被保険者の実際の負担額とは異なる。

- 県平均の一人当たり保険税必要額（A-B）が増加する主な理由
 - ・ 医療費の増加及び被保険者数の減少等により，平成28年度と比較して令和3年度は一人当たり保険給付費等の増加が見込まれるため。
 - ・ これは，被保険者数全体は減少傾向にあるものの，団塊の世代（1947～49年生まれ）が，平成29年度から70歳以上に移行していることなどを背景に，年齢構成がより一層高くなっていることなどが要因と考えられる。

イ 個別市町村の状況（H28年度比較）

- ・ 増加した市町村 34市町村
- ・ 減少した市町村 9町村

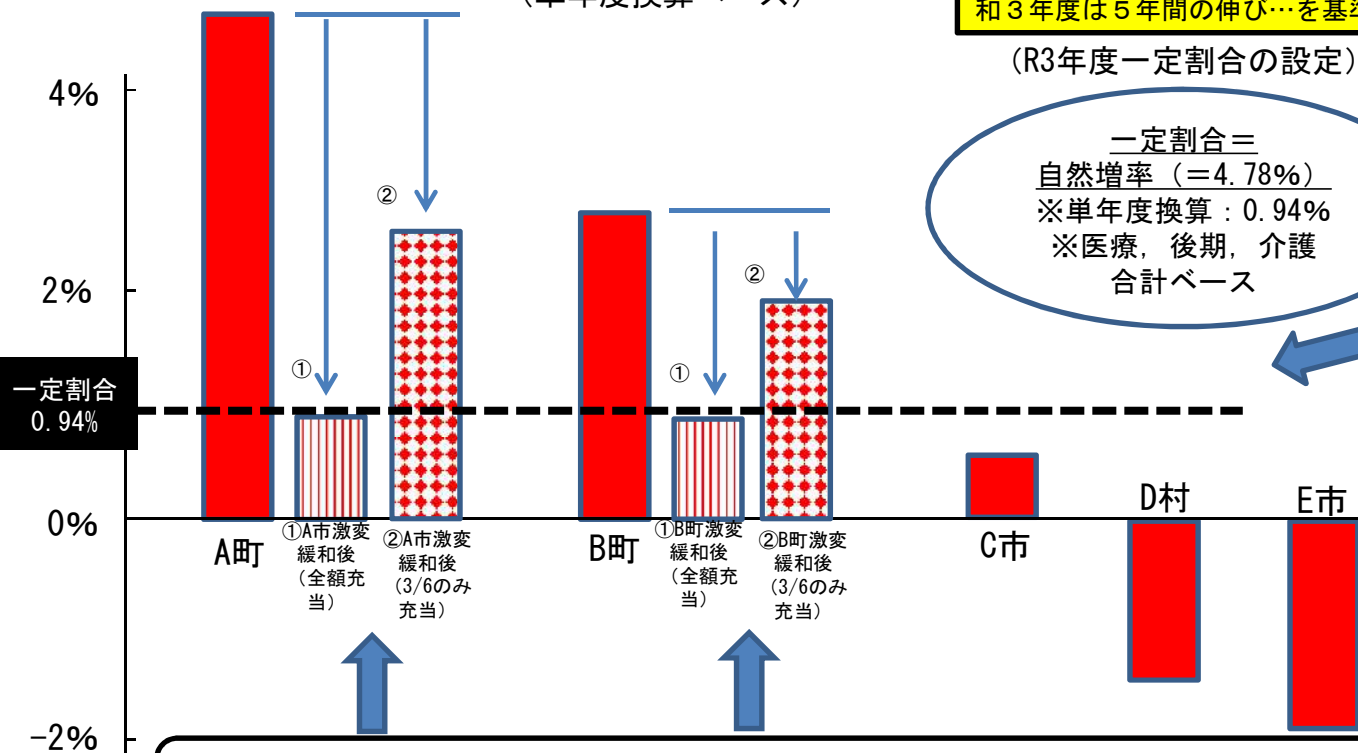
- 個別の市町村で増減が発生する主な理由（制度改革に伴う理由）
 - ・ 平成29年度までは，市町村がそれぞれ，実際にかかった保険給付費等を負担し，公費等を受け入れていたが，平成30年度からの新制度では，保険給付費等の負担は年齢調整後の医療費水準や所得水準等に基づき納付金制度により負担することに加え，国普通調整交付金や前期高齢者交付金等の公費等も一旦都道府県が受け入れることとなり，公費等の入り方が変わったため。

2 (1) ② 一人当たり保険税必要額の激変緩和について

<ポイント>

- 令和3年度の一人当たり保険税必要額の伸び率が、平成28年度決算ベースと比較して一定割合（4.78%（単年度換算0.94%））以上に増加する市町村に対しては、激変緩和措置を行い、伸び率を一定割合以下に引き下げる。
- なお、激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないように、令和元年度算定から、一定割合を超える額に対して充てる金額を6分の1ずつ減らしている（令和3年度は所要額の6分の3を措置）。

一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率
（単年度換算ベース）



丈比への対象は平成28年度で固定であり、令和2年度は4年間の伸び、令和3年度は5年間の伸び…を基準に激変緩和を検討する。

【一定割合の設定】

平成28年度からの伸び率が何%以上の場合を対象に激変緩和を行うか？

→ 平成28年度から令和3年度にかけての標準保険料率の算定に必要な保険料総額の伸び率（自然増率）を用いる。

【激変緩和による影響】

- ① 伸び率の基準である一定割合0.94%（単年度ベース）を超えている市町村へは暫定措置（特例調整交付金）、追加激変緩和額（国特調）及び県繰入金1号分を活用して激変緩和措置を行うことにより、1人当たり保険税必要額が0.94%まで引き下げられる。
- ② 一定割合0.94%まで引き下げるために必要な激変緩和所要額のうち6分の3は充当せず、令和5年度の激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないようにソフトランディングを図る。

※ 一定割合は、平成28年度から令和3年度への県全体の標準保険料率の算定に必要な保険料総額の伸び率（マイナスの場合は0%）とする。

2 (1) ③ 激変緩和措置の概要

<ポイント>

- 令和3年度の一人当たり保険税必要額の伸び率を一定割合（4.78%（単年度換算0.94%））以下に引き下げるための所要額の6分の3の額として、総額約14億円の激変緩和措置額が必要となり、その財源は特例調整交付金、追加激変緩和額（国特調）及び県繰入金1号分を用いている。

		激変緩和前	激変緩和後	
一定割合（※）	合計	—	3.95%	単年度換算：0.78%
	医療分	—	2.33%	単年度換算：0.46%
	後期高齢者支援金等分	—	9.26%	単年度換算：1.79%
	介護納付金分	—	3.59%	単年度換算：0.71%
下限設定		—	なし	
激変緩和措置額		—	14億05百万円	
財源	暫定措置（特例調整交付金）	—	2億10百万円	
	追加激変緩和額（国特調）	—	84百万円	
	県繰入金1号分	—	11億11百万円	
特例基金の活用		—	なし	
R3一人当たり保険税必要額（本算定による標準保険料率ベース）A （県平均，年間）		102,123円	101,315円	
R3一人当たり保険税必要額（本算定による標準保険料率ベース）AのH28決算ベースBからの伸び率（県平均，年間）		4.78% （単年度換算：0.94%）	3.95% （単年度換算：0.78%）	
	最大伸び率	71.29% （単年度換算：11.36%）	33.61% （単年度換算：5.97%）	
	最小伸び率	▲18.24% （単年度換算：▲3.95%）	▲18.24% （単年度換算：▲3.95%）	
増加市町村数		34	34	
減少市町村数		9	9	

※ 一定割合は、平成28年度から令和3年度への標準保険料率の算定に必要な保険料総額（県全体）の伸び率である（マイナスの場合は0%）。

2 (1) ④ 一人当たり保険税必要額の概要

激変緩和後

仮算定結果の保険税必要額への影響（激変緩和後の概要）

ア 一人当たり比較（県平均）

・ **R3 保険税必要額（標準保険料率ベース） 101,315円 A（年額）**

※ 国の公費拡充分をほぼ反映。

※ 標準的な収納率調整前の収納必要額（e）。

※ 医療給付費分，後期高齢者支援金等分，介護納付金分の合計額。

・ **H28保険税必要額（H28決算ベース） 97,461円 B（年額）**

・ **比較 A - B（伸び率） + 3,854円（+ 3.95%）※単年度換算+0.78%**

※ この金額は，低所得者に対する国保税の軽減措置や，一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため，被保険者の実際の負担額とは異なる。

- 激変緩和前より県平均の一人当たり保険税必要額が減少（102,123円→101,315円（▲808円））する理由
- ・ 激変緩和措置において，暫定措置（特例調整交付金），追加激変緩和額（国特調）及び県繰入金1号分（激変緩和用）の活用を行ったことにより，県全体の保険税必要額が減少したため。

イ 個別市町村の状況（H28年度比較）

- ・ 増加した市町村 34市町村
- ・ 減少した市町村 9町村

【参考：令和2年度本算定との比較】

- ・ **R2 保険税必要額（標準保険料率ベース） 116,075円 C（年額）**
- ・ **比較 A - C（伸び率） ▲14,760円（▲12.7%）**

- 令和2年度と比べ，県平均の一人当たり保険税必要額が減少（116,075円→101,315円（▲14,760円））する理由
- ・ 本県における市町村国保の前期高齢者加入割合が上昇していることなしているのを背景に，社会保険診療報酬支払基金から県に交付される前期高齢者交付金（前期高齢者の偏在による財政調整）が増額しているため。

2 (1) ⑤ 一人当たり保険税必要額 (市町村ごとの状況・激変緩和措置前後比較)

市町村単位の保険税必要額への影響 (激変緩和の前後)

【激変緩和】 前提：一定割合＝4.78% (単年度換算0.94%)

※市町村の順番は、④ (激変緩和前の伸び率) が高い順である。

市町村名	一人当たり保険税必要額									
	H28決算ベース B		R3標準保険料率ベース A					激変緩和後		
	金額 ①	金額 ②	激変緩和前			激変緩和後				
H28決算ベースBとの差額 ③ (②-①)			5年伸び率 ④ (③/①)	単年度換算伸び率 ⑤ (④単年度換算後)	金額 ⑥	H28決算ベースBとの差額 ⑦ (⑥-①)	5年伸び率 ⑧ (⑦/①)	単年度換算伸び率 ⑨ (⑧単年度換算後)		
	円	円	円	%	%	円	円	%	%	
十島村	68,077	116,611	48,534	71.29	11.36	90,955	22,878	33.61	5.97	
瀬戸内町	64,169	83,196	19,027	29.65	5.33	73,985	9,816	15.30	2.89	
喜界町	67,719	87,623	19,904	29.39	5.29	77,999	10,280	15.18	2.87	
湧水町	88,632	114,350	25,718	29.02	5.23	101,972	13,340	15.05	2.84	
与論町	80,082	103,286	23,204	28.98	5.22	92,116	12,034	15.03	2.84	
南種子町	90,828	116,495	25,667	28.26	5.10	104,222	13,394	14.75	2.79	
久島町	69,658	84,213	14,555	20.89	3.87	77,637	7,979	11.45	2.19	
奄美市	73,499	85,132	11,633	15.83	2.98	80,276	6,777	9.22	1.78	
和泊町	85,238	98,369	13,131	15.41	2.91	92,997	7,759	9.10	1.76	
徳之島町	64,521	73,603	9,082	14.08	2.67	69,971	5,450	8.45	1.64	
南大隅町	98,690	111,601	12,911	13.08	2.49	106,655	7,965	8.07	1.56	
南九州市	118,707	133,705	14,998	12.63	2.41	128,073	9,366	7.89	1.53	
西之表市	82,393	92,081	9,688	11.76	2.25	88,571	6,178	7.50	1.46	
知名町	78,709	87,658	8,949	11.37	2.18	84,439	5,730	7.28	1.42	
大崎町	94,113	104,130	10,017	10.64	2.04	100,698	6,585	7.00	1.36	
志布志市	92,879	102,680	9,801	10.55	2.03	99,384	6,505	7.00	1.36	
中種子町	96,892	106,782	9,890	10.21	1.96	103,614	6,722	6.94	1.35	
天城町	63,013	69,163	6,150	9.76	1.88	67,129	4,116	6.53	1.27	
始良市	96,524	104,358	7,834	8.12	1.57	102,203	5,679	5.88	1.15	
鹿児島市	101,783	108,526	6,743	6.62	1.29	107,111	5,328	5.23	1.03	
曾於市	109,023	116,240	7,217	6.62	1.29	114,755	5,732	5.26	1.03	
薩摩川内市	93,487	99,099	5,612	6.00	1.17	98,122	4,635	4.96	0.97	
さつま町	106,830	112,950	6,120	5.73	1.12	112,018	5,188	4.86	0.95	
枕崎市	112,590	118,203	5,613	4.99	0.98	117,686	5,096	4.53	0.89	
伊佐市	97,839	102,096	4,257	4.35	0.86	102,096	4,257	4.35	0.86	
錦江町	107,058	111,537	4,479	4.18	0.82	111,537	4,479	4.18	0.82	
阿久根市	97,950	101,506	3,556	3.63	0.72	101,506	3,556	3.63	0.72	
東串良町	123,454	127,527	4,073	3.30	0.65	127,527	4,073	3.30	0.65	
指宿市	105,110	108,480	3,370	3.21	0.63	108,480	3,370	3.21	0.63	
いちき串木野市	101,118	103,716	2,598	2.57	0.51	103,716	2,598	2.57	0.51	
日置市	102,620	105,201	2,581	2.52	0.50	105,201	2,581	2.52	0.50	
肝付町	94,956	96,834	1,878	1.98	0.39	96,834	1,878	1.98	0.39	
霧島市	94,379	95,918	1,539	1.63	0.32	95,918	1,539	1.63	0.32	
龍郷町	102,395	103,991	1,596	1.56	0.31	103,991	1,596	1.56	0.31	
鹿屋市	93,962	93,196	▲766	▲0.82	▲0.16	93,196	▲766	▲0.82	▲0.16	
出水市	89,804	86,649	▲3,155	▲3.51	▲0.71	86,649	▲3,155	▲3.51	▲0.71	
南さつま市	112,958	107,573	▲5,385	▲4.77	▲0.97	107,573	▲5,385	▲4.77	▲0.97	
垂水市	98,493	88,037	▲10,456	▲10.62	▲2.22	88,037	▲10,456	▲10.62	▲2.22	
伊仙町	68,941	59,813	▲9,128	▲13.24	▲2.80	59,813	▲9,128	▲13.24	▲2.80	
三島村	171,935	148,368	▲23,567	▲13.71	▲2.91	148,368	▲23,567	▲13.71	▲2.91	
宇検村	80,451	67,684	▲12,767	▲15.87	▲3.40	67,684	▲12,767	▲15.87	▲3.40	
長島町	112,842	92,836	▲20,006	▲17.73	▲3.83	92,836	▲20,006	▲17.73	▲3.83	
大和村	114,823	93,875	▲20,948	▲18.24	▲3.95	93,875	▲20,948	▲18.24	▲3.95	
県計	97,461	102,123	4,662	4.78	0.94	101,315	3,854	3.95	0.78	

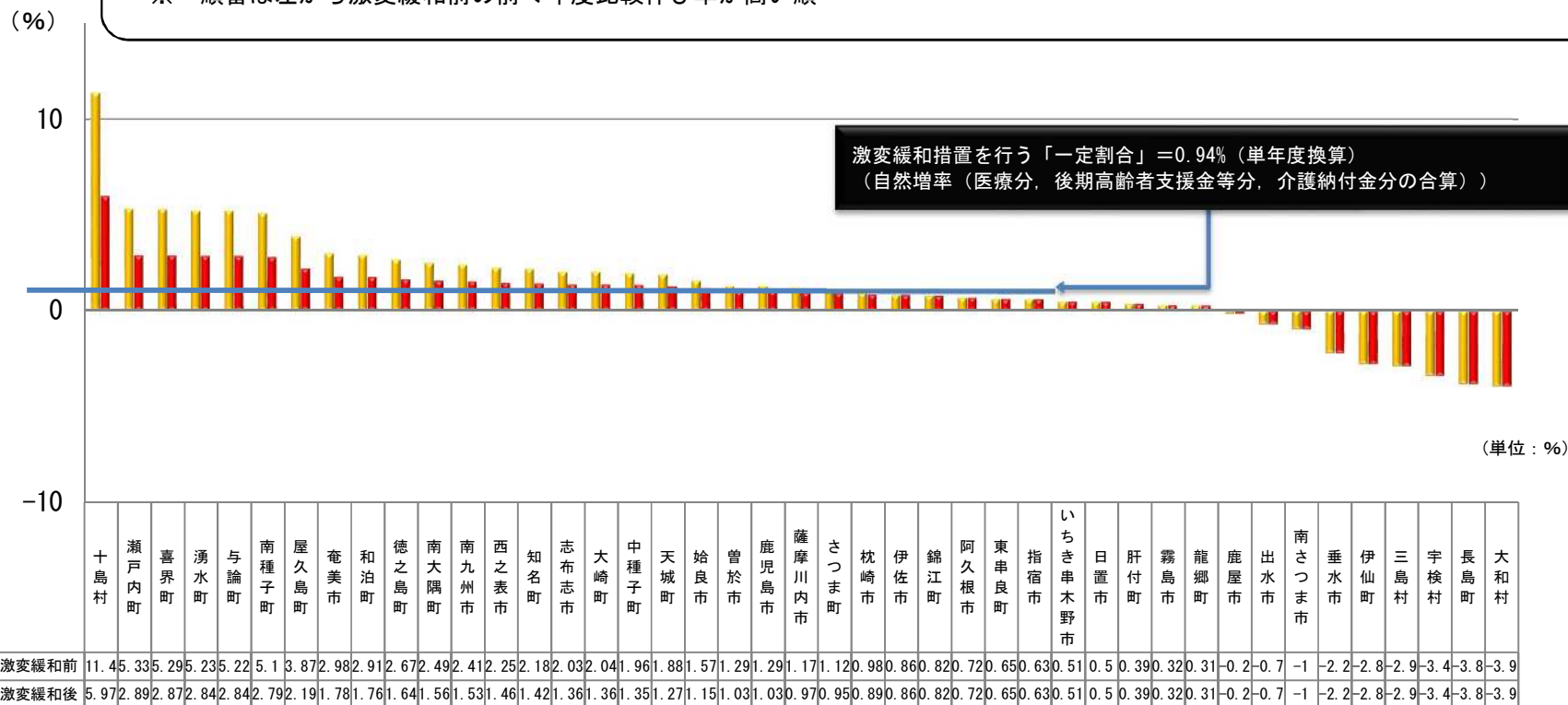
(注) この表の金額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

2 (1) ⑥ 一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率（激変緩和措置前後比較）

【前提】

- ① 激変緩和の丈比べは標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）ベース（医療分，後期高齢者支援金等分，介護納付金分の計）
 - ② 丈比べの対象は平成28年度
 - ③ 一定割合＝0.94%（単年度換算） ※医療，後期，介護の合算
 - ④ 各市町村の激変緩和所要額のうち，6分の3の額を充当
- ※ 順番は左から激変緩和前の前々年度比較伸び率が高い順

一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率



【結果】

- ① 激変緩和措置のための所要額は14億05百万円
（財源内訳） 暫定措置（特例調整交付金）：2億10百万円，追加激変緩和額（国特調）：84百万円，県繰入金1号分：11億11百万円
- ② 平成28年度からの伸び率0.94%を上限に激変緩和措置を行った後，激変緩和所要額の県繰入金1号分については6分の3のみ充当した。

2 (2) 国民健康保険事業費納付金

＜ポイント＞

○ 国民健康保険事業費納付金は、平成30年度以降、市町村が徴収した国保税や市町村向けの公費支援額等を財源として県に納めるものであり、県は、翌年度の保険給付費等を推計した上で、各市町村から徴収する納付金額をそれぞれの市町村の医療費水準（年齢調整後医療費指数）や所得水準等をもとに算定する。

市町村名	医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分	R3年度計 ①	【参考】R2年度計 ②	増減額 ①-②
	一般被保険者分	退職被保険者等分	小計	一般被保険者分	退職被保険者等分	小計				
鹿児島市	11,795,361,934	7,493,679	11,802,855,613	3,128,589,039	2,218,506	3,130,807,545	958,781,487	15,892,444,645	17,853,424,678	-1,960,980,033
鹿屋市	1,981,043,310	1,226,667	1,982,269,977	637,482,514	508,776	637,991,290	212,963,447	2,833,224,714	3,185,508,863	-352,284,149
枕崎市	612,327,918	340,226	612,668,144	156,502,664	111,813	156,614,477	48,607,186	817,889,807	931,007,698	-113,117,891
阿久根市	494,085,724	197,994	494,283,718	118,362,435	58,881	118,421,316	42,585,664	655,290,698	762,656,375	-107,365,677
出水市	1,309,357,528	631,213	1,309,988,741	356,813,184	104,274	356,917,458	117,885,588	1,784,791,787	2,002,228,557	-217,436,770
指宿市	1,226,216,177	854,190	1,227,070,367	334,919,947	224,564	335,144,511	108,743,615	1,670,958,493	1,927,812,706	-256,854,213
西之表市	366,120,885	419,317	366,540,202	121,516,822	113,827	121,630,649	41,985,128	530,155,979	605,006,962	-74,850,983
垂水市	337,281,728	141,604	337,423,332	95,713,053	36,398	95,749,451	28,982,111	462,154,894	517,162,177	-55,007,283
薩摩川内市	1,785,626,446	2,209,365	1,787,835,811	460,155,891	596,470	460,752,361	132,507,503	2,381,095,675	2,708,353,376	-327,257,701
日置市	1,043,726,314	1,542,223	1,045,268,537	284,843,592	412,382	285,255,974	80,697,740	1,411,222,251	1,569,423,359	-158,201,108
曾於市	988,008,408	655,819	988,664,227	265,930,289	143,050	266,073,339	93,864,289	1,348,601,855	1,511,622,092	-163,020,237
霧島市	2,543,725,357	1,957,859	2,545,683,216	671,500,299	714,023	672,214,322	202,424,131	3,420,321,669	3,868,874,137	-448,552,468
いちき串木野市	628,972,524	385,549	629,358,073	148,103,979	54,809	148,158,788	44,608,683	822,125,544	881,492,163	-59,366,619
南さつま市	895,229,006	154,408	895,383,414	222,343,987	48,770	222,392,757	68,931,983	1,186,708,154	1,357,634,000	-170,925,846
志布志市	741,330,134	365,406	741,695,540	230,867,272	131,044	230,998,316	80,856,084	1,053,549,940	1,166,576,669	-113,026,729
奄美市	764,038,519	520,020	764,558,539	270,453,895	255,767	270,709,662	100,824,910	1,136,093,111	1,262,254,213	-126,161,102
南九州市	1,067,678,708	433,344	1,068,112,052	279,725,337	105,052	279,830,389	103,056,286	1,450,998,727	1,674,054,776	-223,056,049
伊佐市	648,188,384	642,068	648,830,452	159,996,177	190,935	160,187,112	49,720,621	858,738,185	943,970,167	-85,231,982
始良市	1,520,198,275	1,882,532	1,522,080,807	439,301,308	465,317	439,766,625	116,513,176	2,078,360,608	2,345,586,942	-267,226,334
三島村	25,142,069	1,118	25,143,187	5,301,048	728	5,301,776	1,124,939	31,569,902	27,647,365	3,922,537
十島村	18,631,546	0	18,631,546	5,280,615	0	5,280,615	2,142,842	26,055,003	33,972,764	-7,917,761
さつま町	512,685,905	311,462	512,997,367	132,106,018	125,165	132,231,183	35,318,724	680,547,274	760,376,984	-79,829,710
長島町	313,036,306	23,398	313,059,704	84,179,354	11,274	84,190,628	32,308,931	429,559,263	499,300,009	-69,740,746
湧水町	207,607,192	222,511	207,829,703	62,378,152	57,188	62,435,340	18,389,264	288,654,307	333,610,222	-44,955,915
大崎町	302,324,990	272,700	302,597,690	98,383,503	81,166	98,464,669	33,417,013	434,479,372	491,081,374	-56,602,002
東串良町	193,673,836	45,679	193,719,515	59,783,104	17,337	59,800,441	25,519,604	279,039,560	332,061,008	-53,021,448
錦江町	219,174,486	72,994	219,247,480	64,431,050	23,089	64,454,139	23,044,427	306,746,046	349,016,518	-42,270,472
南大隅町	187,348,396	51,408	187,399,804	49,459,389	12,762	49,472,151	16,425,087	253,297,042	290,312,828	-37,015,786
肝付町	352,189,325	298,464	352,487,789	100,022,883	137,159	100,160,042	33,248,863	485,896,694	528,571,300	-42,674,606
中種子町	204,096,960	302,708	204,399,668	68,800,700	33,088	68,833,788	24,318,674	297,552,130	345,667,206	-48,115,076
南種子町	122,641,594	45,282	122,686,876	45,889,292	9,614	45,898,906	16,018,981	184,604,763	215,498,632	-30,893,869
屋久島町	269,271,832	117,146	269,388,978	103,413,809	43,217	103,457,026	36,928,632	409,774,636	436,415,470	-26,640,834
大和村	35,131,752	2,402	35,134,154	9,875,561	1,083	9,876,644	3,338,036	48,348,834	60,168,136	-11,819,302
宇検村	29,767,365	0	29,767,365	10,389,595	0	10,389,595	2,782,651	42,939,611	59,490,752	-16,551,141
瀬戸内町	203,688,274	94,163	203,782,437	58,700,805	75,097	58,775,902	20,890,925	283,449,264	296,914,957	-13,465,693
龍郷町	137,466,565	0	137,466,565	39,807,985	0	39,807,985	15,717,073	192,991,623	217,447,225	-24,455,602
喜界町	142,536,970	123,402	142,660,372	57,735,397	38,670	57,774,067	19,604,982	220,039,421	237,264,917	-17,225,496
徳之島町	199,111,333	17,810	199,129,143	73,852,722	8,006	73,860,728	31,352,806	304,342,677	353,084,368	-48,741,691
天城町	129,257,311	3,589	129,260,900	41,513,240	1,449	41,514,689	15,506,601	186,282,190	226,429,415	-40,147,225
伊仙町	131,660,775	194,152	131,854,927	43,763,962	40,882	43,804,844	17,609,289	193,269,060	226,037,674	-32,768,614
和泊町	165,136,227	29,565	165,165,792	71,738,497	10,960	71,749,457	23,850,871	260,766,120	291,406,189	-30,640,069
知名町	145,499,642	217,324	145,716,966	56,032,561	66,104	56,098,665	20,898,025	222,713,656	261,445,213	-38,731,557
与論町	124,519,776	88,753	124,608,529	58,960,178	6,770	58,966,948	25,640,352	209,215,829	241,823,658	-32,607,829
計	35,120,117,706	24,589,513	35,144,707,219	9,784,921,104	7,295,466	9,792,216,570	3,129,937,224	48,066,861,013	54,189,694,094	-6,122,833,081

2 (3) 標準保険料率等①

<ポイント>

- 標準保険料率は、都道府県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」（算定方式は全国統一で2方式）と、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」（本県の算定方式は3方式）がある。
- 市町村標準保険料率は、各市町村の納付金額を基礎額として、市町村ごとに個別事情の加減算（推計可能な市町村向けの公費支援額等の減算や保健事業費の加算等）を行った額を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻すなどにより算出し、各市町村が国保税率を決定する際に参考とするために県が示すものである。
- 一人当たり保険税必要額は、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を被保険者数で除した額であり、低所得者に対する軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

○都道府県標準保険料率

都道府県名	区 分	【参考】R2年度		R2一人当たり 保険税必要額
		所得割率	均等割額	
鹿児島県	医療給付費分	9.29%	54,214円	116,075円
	後期高齢者支援金等分	2.56%	14,660円	
	介護納付金分	2.39%	17,587円	

R3年度			R3一人当たり 保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	
7.62%	44,803円		101,315円
2.57%	14,745円		
2.19%	15,987円		

R3-R2			R3-R2(一人当たり 保険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額		
-1.67%	-9,411円		-14,760円	-12.72%
0.01%	85円			
-0.20%	-1,600円			

○市町村標準保険料率

市町村名	区 分	【参考】R2年度			R2一人当たり 保険税必要額
		所得割率	均等割額	平等割額	
鹿児島市	医療給付費分	10.14%	41,603円	28,731円	122,499円
	後期高齢者支援金等分	2.53%	10,196円	7,041円	
	介護納付金分	2.38%	12,231円	6,293円	
鹿屋市	医療給付費分	8.39%	34,426円	23,774円	107,462円
	後期高齢者支援金等分	2.57%	10,330円	7,134円	
	介護納付金分	2.50%	12,860円	6,617円	
枕崎市	医療給付費分	10.23%	41,957円	28,975円	134,848円
	後期高齢者支援金等分	2.53%	10,195円	7,041円	
	介護納付金分	2.34%	12,008円	6,179円	
阿久根市	医療給付費分	9.76%	40,039円	27,651円	117,114円
	後期高齢者支援金等分	2.47%	9,967円	6,883円	
	介護納付金分	2.36%	12,136円	6,244円	
出水市	医療給付費分	7.40%	30,377円	20,978円	102,920円
	後期高齢者支援金等分	2.66%	10,702円	7,391円	
	介護納付金分	2.47%	12,705円	6,537円	
指宿市	医療給付費分	9.21%	37,794円	26,100円	122,766円
	後期高齢者支援金等分	2.69%	10,851円	7,494円	
	介護納付金分	2.53%	12,981円	6,680円	
西之表市	医療給付費分	7.03%	28,858円	19,930円	101,713円
	後期高齢者支援金等分	2.42%	9,752円	6,735円	
	介護納付金分	2.12%	10,890円	5,604円	
垂水市	医療給付費分	8.50%	34,880円	24,088円	106,309円
	後期高齢者支援金等分	2.57%	10,351円	7,149円	
	介護納付金分	2.43%	12,499円	6,431円	
薩摩川内市	医療給付費分	9.68%	39,736円	27,442円	112,914円
	後期高齢者支援金等分	2.39%	9,644円	6,660円	
	介護納付金分	2.22%	11,406円	5,869円	
日置市	医療給付費分	10.13%	41,577円	28,713円	122,155円
	後期高齢者支援金等分	2.58%	10,402円	7,184円	
	介護納付金分	2.32%	11,913円	6,130円	

R3年度			R3一人当たり 保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	
8.31%	34,299円	23,557円	107,111円
2.56%	10,313円	7,083円	
2.18%	11,139円	5,496円	
6.82%	28,142円	19,328円	93,196円
2.57%	10,351円	7,110円	
2.30%	11,751円	5,799円	
8.49%	35,051円	24,074円	117,686円
2.54%	10,243円	7,035円	
2.16%	11,026円	5,441円	
7.96%	32,863円	22,571円	101,506円
2.49%	10,012円	6,876円	
2.18%	11,161円	5,507円	
5.72%	23,621円	16,223円	86,649円
2.61%	10,527円	7,230円	
2.23%	11,423円	5,637円	
7.59%	31,347円	21,530円	108,480円
2.59%	10,431円	7,164円	
2.08%	10,646円	5,253円	
5.78%	23,874円	16,397円	88,571円
2.46%	9,887円	6,791円	
1.96%	10,007円	4,938円	
6.53%	26,945円	18,506円	88,037円
2.57%	10,366円	7,119円	
2.18%	11,152円	5,503円	
7.98%	32,943円	22,626円	98,122円
2.47%	9,933円	6,822円	
2.06%	10,563円	5,212円	
8.26%	34,097円	23,418円	105,201円
2.59%	10,410円	7,150円	
2.14%	10,965円	5,410円	

R3-R2			R3-R2(一人当たり 保険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額		
-1.83%	-7,304円	-5,174円	-15,388円	-12.56%
0.03%	117円	42円		
-0.20%	-1,092円	-797円		
-1.57%	-6,284円	-4,446円	-14,266円	-13.28%
0.00%	21円	-24円		
-0.20%	-1,109円	-818円		
-1.74%	-6,906円	-4,901円	-17,162円	-12.73%
0.01%	48円	-6円		
-0.18%	-982円	-738円		
-1.80%	-7,176円	-5,080円	-15,608円	-13.33%
0.02%	45円	-7円		
-0.18%	-975円	-737円		
-1.68%	-6,756円	-4,755円	-16,271円	-15.81%
-0.05%	-175円	-161円		
-0.24%	-1,282円	-900円		
-1.62%	-6,447円	-4,570円	-14,286円	-11.64%
-0.10%	-420円	-330円		
-0.45%	-2,335円	-1,427円		
-1.25%	-4,984円	-3,533円	-13,142円	-12.92%
0.04%	135円	56円		
-0.16%	-883円	-666円		
-1.97%	-7,935円	-5,582円	-18,272円	-17.19%
0.00%	15円	-30円		
-0.25%	-1,347円	-928円		
-1.70%	-6,793円	-4,816円	-14,792円	-13.10%
0.08%	289円	162円		
-0.16%	-843円	-657円		
-1.87%	-7,480円	-5,295円	-16,954円	-13.88%
0.01%	8円	-34円		
-0.18%	-948円	-720円		

2 (3) 標準保険料率等②

市町村名	区 分	【参考】R2年度			R2一人当たり 保険料必要額	R3年度			R3一人当たり 保険料必要 額	R3-R2			R3-R2(一 人当たり保険料 必要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		
曾 於 市	医療給付費分	9.91%	40,654円	28,076円	131,009円	8.19%	33,816円	23,225円	114,755円	-1.72%	-6,838円	-4,851円	-16,254円	-12.41%
	後期高齢者支援金等分	2.48%	9,974円	6,888円		2.53%	10,198円	7,004円		0.05%	224円	116円		
	介護納付金分	2.38%	12,229円	6,293円		2.23%	11,389円	5,620円		-0.15%	-840円	-673円		
霧 島 市	医療給付費分	9.01%	36,986円	25,542円	111,903円	7.21%	29,763円	20,442円	95,918円	-1.80%	-7,223円	-5,100円	-15,985円	-14.28%
	後期高齢者支援金等分	2.58%	10,385円	7,172円		2.57%	10,365円	7,119円		-0.01%	-20円	-53円		
	介護納付金分	2.43%	12,516円	6,440円		2.22%	11,367円	5,609円		-0.21%	-1,149円	-831円		
い ち 串 木 野 市	医療給付費分	10.06%	41,276円	28,505円	122,001円	8.05%	33,241円	22,830円	103,716円	-2.01%	-8,035円	-5,675円	-18,285円	-14.99%
	後期高齢者支援金等分	2.49%	10,046円	6,938円		2.53%	10,183円	6,994円		0.04%	137円	56円		
	介護納付金分	2.44%	12,544円	6,454円		2.24%	11,450円	5,650円		-0.20%	-1,094円	-804円		
南さつま市	医療給付費分	10.64%	43,660円	30,152円	131,196円	8.16%	33,689円	23,138円	107,573円	-2.48%	-9,971円	-7,014円	-23,623円	-18.01%
	後期高齢者支援金等分	2.63%	10,608円	7,326円		2.62%	10,554円	7,249円		-0.01%	-54円	-77円		
	介護納付金分	2.50%	12,829円	6,601円		2.27%	11,604円	5,726円		-0.23%	-1,225円	-875円		
志 布 志 市	医療給付費分	8.07%	33,100円	22,859円	111,049円	6.68%	27,600円	18,956円	99,384円	-1.39%	-5,500円	-3,903円	-11,665円	-10.50%
	後期高齢者支援金等分	2.56%	10,290円	7,106円		2.53%	10,183円	6,994円		-0.03%	-107円	-112円		
	介護納付金分	2.32%	11,952円	6,150円		1.96%	10,040円	4,954円		-0.36%	-1,912円	-1,196円		
奄 美 市	医療給付費分	6.99%	28,680円	19,806円	90,059円	5.74%	23,686円	16,268円	80,276円	-1.25%	-4,994円	-3,538円	-9,783円	-10.86%
	後期高齢者支援金等分	2.60%	10,477円	7,236円		2.61%	10,524円	7,228円		0.01%	47円	-8円		
	介護納付金分	2.37%	12,209円	6,282円		2.18%	11,176円	5,515円		-0.19%	-1,033円	-767円		
南 九 州 市	医療給付費分	10.04%	41,181円	28,440円	144,593円	8.63%	35,641円	24,479円	128,073円	-1.41%	-5,540円	-3,961円	-16,520円	-11.43%
	後期高齢者支援金等分	2.44%	9,844円	6,799円		2.52%	10,141円	6,965円		0.08%	297円	166円		
	介護納付金分	2.25%	11,568円	5,952円		2.14%	10,931円	5,394円		-0.11%	-637円	-558円		
伊 佐 市	医療給付費分	9.88%	40,534円	27,993円	118,005円	8.02%	33,123円	22,749円	102,096円	-1.86%	-7,411円	-5,244円	-15,909円	-13.48%
	後期高齢者支援金等分	2.41%	9,698円	6,698円		2.47%	9,940円	6,827円		0.06%	242円	129円		
	介護納付金分	2.42%	12,430円	6,396円		2.23%	11,423円	5,637円		-0.19%	-1,007円	-759円		
始 良 市	医療給付費分	9.36%	38,404円	26,522円	116,274円	7.83%	32,321円	22,198円	102,203円	-1.53%	-6,083円	-4,324円	-14,071円	-12.10%
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,514円	7,261円		2.61%	10,504円	7,215円		0.00%	-10円	-46円		
	介護納付金分	2.63%	13,509円	6,951円		2.42%	12,360円	6,099円		-0.21%	-1,149円	-852円		
三 島 村	医療給付費分	10.91%	44,775円	30,922円	136,713円	11.97%	49,432円	33,951円	148,368円	1.06%	4,657円	3,029円	11,655円	8.53%
	後期高齢者支援金等分	2.73%	10,976円	7,580円		2.64%	10,647円	7,312円		-0.09%	-329円	-268円		
	介護納付金分	2.59%	13,335円	6,862円		2.35%	12,046円	5,944円		-0.24%	-1,289円	-918円		
十 島 村	医療給付費分	2.81%	11,537円	7,967円	80,973円	4.85%	20,025円	13,753円	90,955円	2.04%	8,488円	5,786円	9,982円	12.33%
	後期高齢者支援金等分	2.53%	10,183円	7,033円		1.93%	7,781円	5,344円		-0.60%	-2,402円	-1,689円		
	介護納付金分	2.44%	12,552円	6,459円		1.64%	8,370円	4,130円		-0.80%	-4,182円	-2,329円		
さ つ ま 町	医療給付費分	10.38%	42,601円	29,420円	129,921円	8.42%	34,753円	23,869円	112,018円	-1.96%	-7,848円	-5,551円	-17,903円	-13.78%
	後期高齢者支援金等分	2.47%	9,930円	6,858円		2.47%	9,936円	6,824円		0.00%	6円	-34円		
	介護納付金分	2.02%	10,390円	5,346円		1.94%	9,938円	4,904円		-0.08%	-452円	-442円		
長 島 町	医療給付費分	6.62%	27,148円	18,749円	99,753円	6.21%	25,653円	17,619円	92,836円	-0.41%	-1,495円	-1,130円	-6,917円	-6.93%
	後期高齢者支援金等分	2.56%	10,291円	7,107円		2.56%	10,293円	7,070円		0.00%	2円	-37円		
	介護納付金分	2.42%	12,436円	6,399円		2.23%	11,412円	5,631円		-0.19%	-1,024円	-768円		
湧 水 町	医療給付費分	8.47%	34,769円	24,011円	110,255円	7.74%	31,939円	21,936円	101,972円	-0.73%	-2,830円	-2,075円	-8,283円	-7.51%
	後期高齢者支援金等分	2.55%	10,283円	7,101円		2.56%	10,297円	7,072円		0.01%	14円	-29円		
	介護納付金分	2.43%	12,478円	6,421円		2.20%	11,250円	5,551円		-0.23%	-1,228円	-870円		
大 崎 町	医療給付費分	8.60%	35,288円	24,370円	114,595円	7.12%	29,394円	20,189円	100,698円	-1.48%	-5,894円	-4,181円	-13,897円	-12.13%
	後期高齢者支援金等分	2.62%	10,552円	7,287円		2.61%	10,515円	7,222円		-0.01%	-37円	-65円		
	介護納付金分	2.51%	12,905円	6,640円		2.31%	11,798円	5,822円		-0.20%	-1,107円	-818円		
東 串 良 町	医療給付費分	9.58%	39,322円	27,156円	146,322円	8.09%	33,382円	22,927円	127,527円	-1.49%	-5,940円	-4,229円	-18,795円	-12.84%
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,519円	7,264円		2.59%	10,450円	7,177円		-0.02%	-69円	-87円		
	介護納付金分	2.42%	12,438円	6,400円		2.22%	11,369円	5,610円		-0.20%	-1,069円	-790円		
錦 江 町	医療給付費分	9.19%	37,701円	26,036円	121,770円	8.29%	34,233円	23,512円	111,537円	-0.90%	-3,468円	-2,524円	-10,233円	-8.40%
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,492円	7,246円		2.62%	10,560円	7,252円		0.01%	68円	6円		
	介護納付金分	2.43%	12,494円	6,429円		2.24%	11,441円	5,646円		-0.19%	-1,053円	-783円		

2 (3) 標準保険料率等③

市町村名	区 分	【参考】R2年度			R2一人当たり 保険料必要額	R3年度			R3一人当たり 保険料必要 額	R3-R2			R3-R2(一 人当たり保険料 必要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		
南大隅町	医療給付費分	9.68%	39,716円	27,428円	120,010円	8.14%	33,595円	23,074円	106,655円	-1.54%	-6,121円	-4,354円	-13,355円	-11.13%
	後期高齢者支援金等分	2.48%	9,986円	6,896円		2.51%	10,092円	6,931円		0.03%	106円	35円		
	介護納付金分	2.29%	11,754円	6,048円		2.11%	10,768円	5,314円		-0.18%	-986円	-734円		
肝付町	医療給付費分	9.84%	40,363円	27,875円	113,828円	7.64%	31,530円	21,655円	96,834円	-2.20%	-8,833円	-6,220円	-16,994円	-14.93%
	後期高齢者支援金等分	2.27%	9,149円	6,318円		2.52%	10,150円	6,971円		0.25%	1,001円	653円		
	介護納付金分	2.43%	12,506円	6,435円		2.22%	11,382円	5,616円		-0.21%	-1,124円	-819円		
中種子町	医療給付費分	7.65%	31,379円	21,670円	118,230円	6.38%	26,324円	18,080円	103,614円	-1.27%	-5,055円	-3,590円	-14,616円	-12.36%
	後期高齢者支援金等分	2.69%	10,839円	7,485円		2.71%	10,915円	7,497円		0.02%	76円	12円		
	介護納付金分	2.38%	12,220円	6,288円		2.19%	11,215円	5,534円		-0.19%	-1,005円	-754円		
南種子町	医療給付費分	7.58%	31,095円	21,474円	112,272円	6.87%	28,368円	19,483円	104,222円	-0.71%	-2,727円	-1,991円	-8,050円	-7.17%
	後期高齢者支援金等分	2.62%	10,553円	7,288円		2.64%	10,614円	7,290円		0.02%	61円	2円		
	介護納付金分	2.20%	11,291円	5,810円		2.06%	10,541円	5,202円		-0.14%	-750円	-608円		
屋久島町	医療給付費分	6.59%	27,051円	18,682円	86,875円	5.63%	23,229円	15,954円	77,637円	-0.96%	-3,822円	-2,728円	-9,238円	-10.63%
	後期高齢者支援金等分	2.66%	10,692円	7,384円		2.66%	10,698円	7,347円		0.00%	6円	-37円		
	介護納付金分	2.46%	12,664円	6,516円		2.25%	11,503円	5,676円		-0.21%	-1,161円	-840円		
大和村	医療給付費分	9.78%	40,122円	27,709円	110,711円	7.80%	32,208円	22,121円	93,875円	-1.98%	-7,914円	-5,588円	-16,836円	-15.21%
	後期高齢者支援金等分	2.60%	10,482円	7,239円		2.61%	10,512円	7,220円		0.01%	30円	-19円		
	介護納付金分	2.55%	13,118円	6,750円		2.28%	11,642円	5,745円		-0.27%	-1,476円	-1,005円		
宇検村	医療給付費分	4.83%	19,815円	13,684円	67,808円	4.78%	19,716円	13,541円	67,684円	-0.05%	-99円	-143円	-124円	-0.18%
	後期高齢者支援金等分	2.54%	10,217円	7,056円		2.49%	10,008円	6,874円		-0.05%	-209円	-182円		
	介護納付金分	2.35%	12,071円	6,211円		2.11%	10,771円	5,315円		-0.24%	-1,300円	-896円		
瀬戸内町	医療給付費分	6.61%	27,132円	18,737円	81,705円	5.53%	22,841円	15,688円	73,985円	-1.08%	-4,291円	-3,049円	-7,720円	-9.45%
	後期高齢者支援金等分	2.38%	9,588円	6,621円		2.39%	9,609円	6,600円		0.01%	21円	-21円		
	介護納付金分	2.19%	11,277円	5,803円		2.03%	10,389円	5,126円		-0.16%	-888円	-677円		
龍郷町	医療給付費分	9.74%	39,966円	27,601円	119,755円	7.81%	32,247円	22,148円	103,991円	-1.93%	-7,719円	-5,453円	-15,764円	-13.16%
	後期高齢者支援金等分	2.54%	10,223円	7,060円		2.55%	10,282円	7,062円		0.01%	59円	2円		
	介護納付金分	2.50%	12,870円	6,622円		2.31%	11,794円	5,819円		-0.19%	-1,076円	-803円		
喜界町	医療給付費分	5.93%	24,316円	16,793円	86,280円	5.13%	21,163円	14,535円	77,999円	-0.80%	-3,153円	-2,258円	-8,281円	-9.60%
	後期高齢者支援金等分	2.80%	11,278円	7,789円		2.79%	11,227円	7,711円		-0.01%	-51円	-78円		
	介護納付金分	2.35%	12,106円	6,229円		2.16%	11,065円	5,460円		-0.19%	-1,041円	-769円		
徳之島町	医療給付費分	6.67%	27,378円	18,907円	77,920円	5.71%	23,573円	16,191円	69,971円	-0.96%	-3,805円	-2,716円	-7,949円	-10.20%
	後期高齢者支援金等分	2.69%	10,843円	7,488円		2.71%	10,920円	7,500円		0.02%	77円	12円		
	介護納付金分	2.61%	13,442円	6,917円		2.46%	12,583円	6,209円		-0.15%	-859円	-708円		
天城町	医療給付費分	6.92%	28,401円	19,614円	78,079円	5.87%	24,228円	16,640円	67,129円	-1.05%	-4,173円	-2,974円	-10,950円	-14.02%
	後期高齢者支援金等分	2.66%	10,722円	7,405円		2.64%	10,643円	7,310円		-0.02%	-79円	-95円		
	介護納付金分	2.36%	12,148円	6,251円		2.21%	11,280円	5,566円		-0.15%	-868円	-685円		
伊仙町	医療給付費分	6.01%	24,642円	17,018円	65,225円	5.24%	21,652円	14,871円	59,813円	-0.77%	-2,990円	-2,147円	-5,412円	-8.30%
	後期高齢者支援金等分	2.88%	11,584円	8,000円		2.80%	11,276円	7,745円		-0.08%	-308円	-255円		
	介護納付金分	2.68%	13,788円	7,095円		2.46%	12,571円	6,203円		-0.22%	-1,217円	-892円		
和泊町	医療給付費分	6.50%	26,656円	18,409円	102,436円	5.67%	23,396円	16,068円	92,997円	-0.83%	-3,260円	-2,341円	-9,439円	-9.21%
	後期高齢者支援金等分	2.63%	10,596円	7,318円		2.63%	10,588円	7,272円		0.00%	-8円	-46円		
	介護納付金分	2.31%	11,899円	6,123円		2.13%	10,905円	5,381円		-0.18%	-994円	-742円		
知名町	医療給付費分	6.91%	28,356円	19,583円	96,365円	5.85%	24,147円	16,585円	84,439円	-1.06%	-4,209円	-2,998円	-11,926円	-12.38%
	後期高齢者支援金等分	2.58%	10,382円	7,170円		2.54%	10,209円	7,012円		-0.04%	-173円	-158円		
	介護納付金分	2.33%	11,985円	6,167円		2.16%	11,037円	5,446円		-0.17%	-948円	-721円		
与論町	医療給付費分	5.51%	22,623円	15,624円	100,439円	4.90%	20,225円	13,891円	92,116円	-0.61%	-2,398円	-1,733円	-8,323円	-8.29%
	後期高齢者支援金等分	2.60%	10,451円	7,218円		2.61%	10,513円	7,221円		0.01%	62円	3円		
	介護納付金分	2.45%	12,608円	6,488円		2.23%	11,406円	5,628円		-0.22%	-1,202円	-860円		

2 (4) 国民健康保険給付費等交付金 (普通交付金)

<ポイント>

○ 国民健康保険給付費等交付金のうち、普通交付金は、平成30年度以降、市町村が療養の給付等に要する費用を支払うために必要な額を全額県から市町村へ交付するものである。

(単位：円)

(単位：円)

市町村名	〈参考〉R2年度	R3年度	R3-R2	市町村名	〈参考〉R2年度	R3年度	R3-R2
鹿児島市	48,435,113,000	49,142,829,000	707,716,000	長島町	1,298,630,000	1,499,570,000	200,940,000
鹿屋市	8,030,744,000	8,532,612,000	501,868,000	湧水町	1,047,100,000	1,065,966,000	18,866,000
枕崎市	2,531,978,000	2,697,350,000	165,372,000	大崎町	1,307,125,000	1,338,473,000	31,348,000
阿久根市	2,182,111,000	2,265,301,000	83,190,000	東串良町	585,757,000	715,168,000	129,411,000
出水市	5,458,697,000	5,616,304,000	157,607,000	錦江町	1,033,078,000	1,216,547,000	183,469,000
指宿市	4,738,712,000	4,804,188,000	65,476,000	南大隅町	1,048,906,000	1,037,354,000	▲ 11,552,000
西之表市	1,404,865,000	1,501,731,000	96,866,000	肝付町	1,468,052,000	1,547,009,000	78,957,000
垂水市	1,403,071,000	1,664,377,000	261,306,000	中種子町	731,326,000	882,246,000	150,920,000
薩摩川内市	8,075,955,000	8,168,675,000	92,720,000	南種子町	622,462,000	662,237,000	39,775,000
日置市	4,452,143,000	4,671,053,000	218,910,000	屋久島町	1,239,490,000	1,342,084,000	102,594,000
曾於市	3,786,649,000	4,104,506,000	317,857,000	大和村	141,901,000	128,345,000	▲ 13,556,000
霧島市	10,460,246,000	10,967,273,000	507,027,000	宇検村	141,722,000	130,430,000	▲ 11,292,000
いちき串木野市	2,895,576,000	3,236,422,000	340,846,000	瀬戸内町	753,847,000	912,404,000	158,557,000
南さつま市	4,010,127,000	4,195,158,000	185,031,000	龍郷町	542,854,000	490,579,000	▲ 52,275,000
志布志市	3,176,439,000	3,476,779,000	300,340,000	喜界町	739,797,000	729,107,000	▲ 10,690,000
奄美市	3,276,057,000	3,337,377,000	61,320,000	徳之島町	1,005,152,000	1,068,053,000	62,901,000
南九州市	4,024,018,000	4,098,949,000	74,931,000	天城町	815,415,000	730,787,000	▲ 84,628,000
伊佐市	2,509,823,000	2,601,759,000	91,936,000	伊仙町	867,086,000	803,072,000	▲ 64,014,000
始良市	6,596,271,000	6,957,426,000	361,155,000	和泊町	641,644,000	777,468,000	135,824,000
三島村	62,904,000	72,465,000	9,561,000	知名町	630,111,000	766,446,000	136,335,000
十島村	185,712,000	216,504,000	30,792,000	与論町	402,820,000	392,133,000	▲ 10,687,000
さつま町	2,298,312,000	2,263,851,000	▲ 34,461,000	計	147,059,798,000	152,828,367,000	5,768,569,000

参考資料

鹿児島県国民健康保険運営方針〈概要版〉

「Ⅲ 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法」のみ抜粋

平成29年11月 鹿児島県

Ⅲ 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法①

県国保運営方針
＜概要版＞より

1 現 状

- 現行の保険料(税)算定方式 → 3方式：12市町村, 4方式：31市町村
- 応能割と応益割 → 応能割と応益割の割合は, 50：50が基本

■平成27年度 本県市町村国保の
応能割, 応益割の割合(医療分)

応能割	資産割		応益割	均等割	
	所得割	資産割		均等割	平等割
51.13%	47.77%	3.36%	48.87%	30.46%	18.41%

- 賦課限度額 → 地方税法施行令第56条の88の2に定める額と同額で設定

■平成29年度賦課限度額

基礎賦課分	54万円
後期高齢者支援金等賦課分	19万円
介護納付金賦課分	16万円

2 標準的な保険料(税)算定方針

- 基礎的な算定方針

算 定 方 針 等

- ① 本県においては, 当面, 統一の保険料水準とはしない(※統一に向けては引き続き検討)。
- ② 本県においては, 当面, 高額医療費を共同で負担するための調整は行わない(※引き続き検討)。
- ③ 納付金として集める対象範囲は療養の給付のみとし, 出産育児一時金, 葬祭費等に拡大しない。

Ⅲ 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法②

県国保運営方針
＜概要版＞より

○ 主に納付金の算定に必要な係数, 方針

項 目	算 定 方 針 等
① α の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため, $\alpha = 1$ を基本 (激変緩和で α の調整は基本行わない)
② β の設定の仕方	β = 本県の所得係数 (H28=0.649(医療分)) を基本 (激変緩和で β の調整は基本行わない)
③ 賦課限度額	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (H29: 医療分54万円, 後期分19万円, 介護分16万円)
④ 保険者努力支援制度(県分)の取扱い	納付金総額から差し引く。
⑤ 所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際の算定方式	世帯数を勘案する (= 3方式)。

○ 主に標準保険料率の算定に必要な係数, 方針

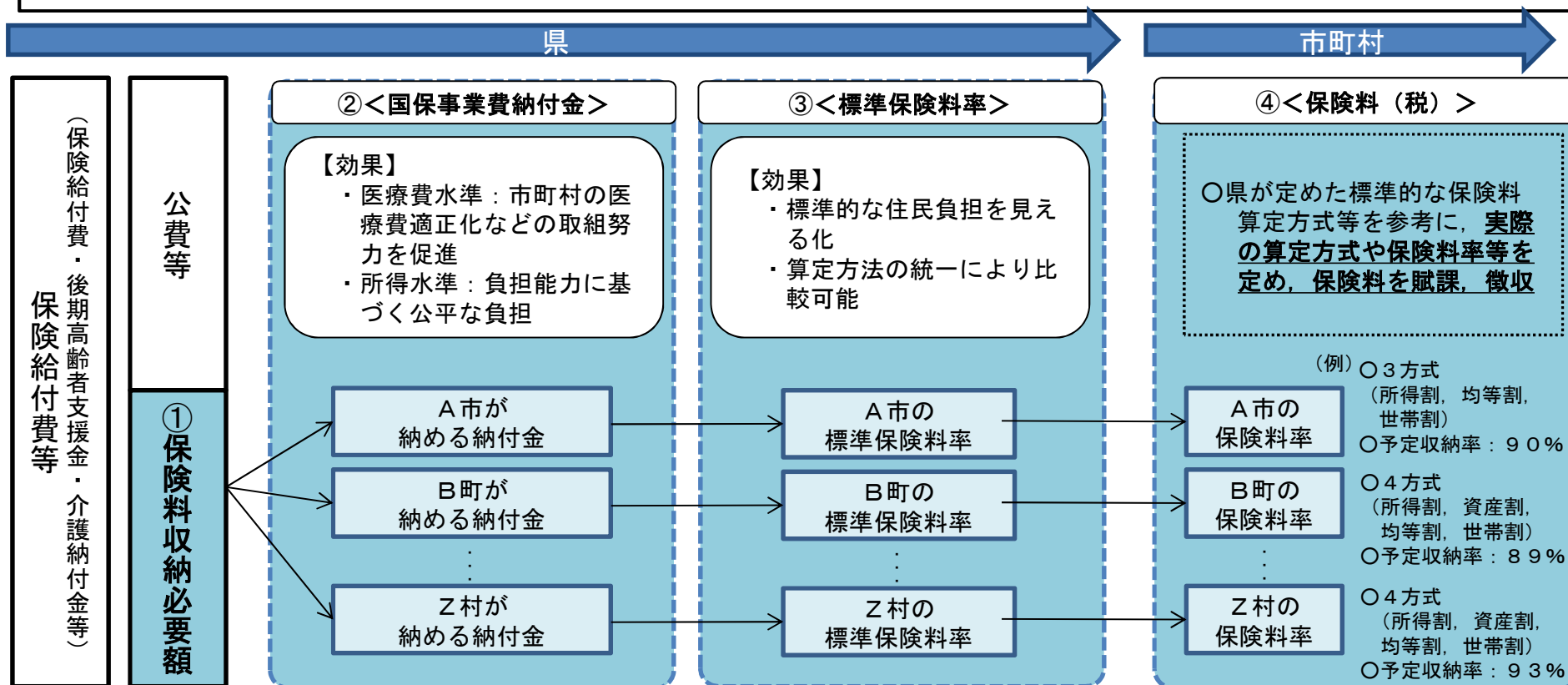
項 目	算 定 方 針 等
① 標準的な収納率	各市町村の実態に応じた収納率とし, 直近3か年の平均値により設定
② 標準的な算定方式	3方式
③ 所得割指数, 資産割指数, 均等割指数, 平等割指数	所得割指数=1.0 均等割指数=0.7 平等割指数=0.3
④ 県繰入金を活用した激変緩和措置の調整する範囲	県が一定割合を設定

Ⅲ 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法③

県国保運営方針
＜概要版＞より

標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として医療給付費を県全体で賄うために、
 - ① 医療給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出
 - ② 各市町村が県に納める額（国保事業費納付金）を決定（医療費水準，所得水準を考慮）
 - ③ 標準的な保険料の算定方法（算定方式，市町村規模別の収納目標等），市町村ごとの標準保険料率を示す
- 市町村は、
 - ④ 県が示した標準保険料率等（③）を参考に，実際の保険料算定方式や保険料率等を定め，保険料を賦課・徴収



Ⅲ 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法④

県国保運営方針
<概要版>より

3 激変緩和措置

- 市町村ごとの納付金の額を決定する際の α 、 β の設定
 - ・ α 、 β の値の調整による激変緩和措置は行わないことを基本とする（本県では、「 $\alpha = 1$ 」「 $\beta : 1$ 」が基本）。
- 県繰入金の活用
 - ・ 市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな対応を行うため、県繰入金の活用により激変緩和措置を行う。
 - ・ 県繰入金を活用した激変緩和措置については、平成28年度と当該年度の1人当たり保険料(税)必要額を比較した上で、県が毎年度「一定割合」を定め、それを超える場合に行う。
 - ・ 県繰入金を活用した激変緩和措置は平成30年度から令和5年度までの6年間実施することを基本とする。
- 財政安定化基金（特例基金）の活用
 - ・ 県繰入金の活用による激変緩和措置を行う際は、他の市町村へ影響が出ないよう特例基金を活用する。

